

議案第120号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を別紙のように定める。

令和2年12月3日提出

小松島市長 中山俊雄

1 都市公園を設置すべき区域

小松島市小松島町字北開、字井利ノ口、字網渕、字外開及び字新港の一部並びに同町字島寄

2 面積

18,100平方メートル